

保管場所使用権原疎明書面(自認書兼保管場所使用承諾証明書)

警察署長提出用

自認書の場合には記入不要	保管場所の位置	福岡市博多区東公園7番 <small>(自動車保管場所証明申請書又は自動車保管場所届出書記載の「自動車の保管場所の位置」と同じです。)</small>		※集合住宅の場合でも、部屋の号数は記入しないで下さい。	
	使用者	住所	福岡市博多区東公園7番7-707号		※保管場所の利用者は、自動車保管場所証明申請書の申請者又は自動車保管場所届出書の届け出者として下さい。
		氏名	博多 花子 (電話) 092-000-0000		
	保管場所の契約者 <small>(使用者と異なる場合)</small>	住所	福岡市博多区東公園7番7-707号		※保管場所の利用者と保管場所の契約者が同じ場合は、記入不要です。
氏名		博多 父男 (電話) 092-000-0000			
使用期間	令和3年1月1日から令和3年12月31日まで				※申請(届出)日から1ヶ月以上の期間を有していることが必要です。
保管場所の所有者又は管理者欄	<p>保管場所の位置欄に記載した土地・建物は、私の所有(管理)であることに相違ないので、利用者に対して自動車の保管場所としての使用を承諾したことを証明する。                  なお、証明申請又は届出に係る保管場所である土地・建物が自己所有の場合は、本書を自認書とする。                  本書については、行政書士(事務所所在地)による補正及び訂正を承諾する。</p> <p>※本書は、自動車の保管場所の所有者又は管理者が作成して下さい。                  ※氏名は、自動車の保管場所の所有者又は管理者が個人の場合は個人名を、法人の場合は法人名及び代表者名を記載して下さい。</p> <p>令和3年7月1日</p> <p>住所 福岡市博多区東公園7番7-707号                  氏名又は名称 博多 花子                  電話番号 092-000-0000</p>				

注1 自認書として使用する場合は、太枠内のみ、保管場所使用承諾証明書として使用する場合は、太枠内及び該当する各欄に記入してください。

注2 補正・訂正の必要が生じた場合は、当該行政書士から保管場所の所有者(管理者)に連絡し、承諾を受けた上で訂正します。

注3 保管場所が共有の場合は、共有者の住所及び氏名を記入してください(空欄又は別紙をお願いします)。